

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税関係事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務のうち、国民健康保険税に関する事務 八幡浜市は、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①国民健康保険税額の決定及び更正 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	1. 市町村事務処理標準システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保税ファイル 2. 滞納整理ファイル 3. 収納消込ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項(別表第一における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 税務課 市民税係 TEL 0894-22-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムにおいて担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限が実施されていることから、目的を超えた紐付け及び事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 1②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等の規定及び八幡浜市市税条例(平成17年条例第55号)等	地方税法(昭和25年法律第226号)等の規定に基づき、国民健康保険税を賦課決定し通知書の	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個
平成29年4月20日	I 5②所属長	税務課長 大森 幸二	税務課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	II 1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	II 2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 5②所属長	税務課長	課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
令和1年6月28日	II 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号	1. 番号法 第19条第8号	事後	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和3年6月21日	II 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年12月1日	I 1②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等の規定に基づき、国民健康保険税を賦課決定し通知書の	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴	事後	
令和4年12月1日	I 1③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 滞納整理システム	1. 市町村事務処理標準システム 2. 滞納整理システム	事前	
令和4年12月1日	I 3法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第27、42、44、45項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項(別表第一における利用範囲の根拠)	事後	
令和4年12月1日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第27、42、44、45項	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年12月1日	II 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	時点修正
令和4年12月1日	II 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 1対象人数	令和4年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 2取扱者数	令和4年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第16項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第16項	事後	
令和7年7月31日	I 4②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年7月31日	IV 8人手を介在させる作業		(新規項目)	事後	
令和7年7月31日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		(新規項目)	事後	